

外国人労働者に係る施策について

平成29年10月
厚生労働省職業安定局

外国人雇用状況の届出制度

届出制度の概要

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

届出事項

氏名 在留資格 在留期間 生年月日 性別 国籍・地域

資格外活動許可の有無 雇入れ又は離職年月日

雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など

届出情報の活用

届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

日本で就労する外国人の 카테고리 (総数 約108.4万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

就労目的で在留が認められる者 約20.1万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

身分に基づき在留する者 約41.3万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

技能実習 約21.1万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

特定活動 約1.9万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

資格外活動 (留学生のアルバイト等) 約24.0万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別に見た外国人労働者数の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
外国人労働者総数		682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769
在留資格別	専門的・技術的分野の 在留資格	124,259	132,571	147,296	167,301	200,994
	うち技術・人文知識・国際業務()	-	-	-	121,160	148,538
	うち技術	37,189	39,244	43,948	-	-
	うち人文知識・国際業務	49,799	54,259	61,033	-	-
	特定活動	6,763	7,735	9,475	12,705	18,652
	技能実習	134,228	136,608	145,426	168,296	211,108
	資格外活動	108,492	121,770	146,701	192,347	239,577
	留学	91,727	102,534	125,216	167,660	209,657
	その他	16,765	19,236	21,485	24,687	29,920
	身分に基づく在留資格	308,689	318,788	338,690	367,211	413,389
	うち永住者	156,883	170,238	187,865	208,114	236,794
	うち日本人の配偶者等	69,771	68,408	69,727	72,895	79,115
	うち定住者	75,438	72,804	73,220	77,234	87,039
	不明	19	32	39	36	49

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)」

()平成27年4月の在留資格「技術・人文知識・国際業務」の新設に伴い、これまで「技術」「人文知識・国際業務」であった者が「技術・人文知識・国際業務」に移行。

国籍別に見た外国人労働者数の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
外国人労働者総数		682,450	707,504	787,627	907,896	1,083,769
国籍別	中国(香港等を含む)	296,388	303,886	311,831	322,545	344,658
	韓国	31,780	34,100	37,262	41,461	48,121
	フィリピン	72,867	80,170	91,519	106,533	127,518
	ベトナム	26,828	37,537	61,168	110,013	172,018
	ネパール	9,108	14,175	24,282	39,056	52,770
	ブラジル	101,891	95,505	94,171	96,672	106,597
	ペルー	23,267	23,189	23,331	24,422	26,072
	G7/8 + オーストラリア + ニュージーランド	51,156	53,584	57,212	61,211	67,355
	うちアメリカ	22,110	23,277	24,824	26,376	28,976
	うちイギリス	8,603	8,912	9,493	10,044	10,859
その他	69,165	75,358	86,851	105,983	138,660	

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)」

日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

(単位:人)

在留資格	総数	専門的・技術的分野	身分に基づく在留資格	技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,083,769	200,994	413,389	211,108	18,652	239,577
中国	344,658	84,229	87,306	84,373	3,469	85,275
韓国	48,121	20,937	17,590	146	2,296	7,150
フィリピン	127,518	6,371	97,591	20,846	1,592	1,114
ベトナム	172,018	12,437	9,267	72,740	1,436	76,135
ネパール	52,770	4,677	2,616	321	2,454	42,702
ブラジル	106,597	565	105,789	53	16	174
ペルー	26,072	95	25,867	42	8	60
その他	206,015	71,683	67,363	32,587	7,381	26,967

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)」

外国人雇用対策の基本的な考え方

現行法の枠組み

〔出入国管理及び難民認定法〕

- ・我が国に入国・在留する外国人は原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留する。
- ・一部の在留資格については「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して上陸許可基準が定められている。

〔雇用対策法〕（平成19年6月改正、平成19年10月1日施行）

- ・ 国が講じるべき施策として下記を明記。
 - 専門的・技術的分野の外国人の就業促進
 - 外国人の雇用管理の改善及び再就職の促進
 - 不法就労の防止
- ・ 事業主に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務を課すとともに、外国人雇用状況の届出を義務化。
- ・ 雇用対策法に基づき、事業主が講じるべき措置を具体化した「外国人指針」を告示。

当面の基本的考え方

〔雇用政策基本方針(26年4月厚生労働省告示)〕

日本経済の活性化や国際競争力強化の観点から、高度外国人材の受入れ及び定着を支援することが重要であり、就労環境、生活面などの環境整備について政府全体で取り組む。

企業における雇用管理の改善を促進するほか、日本語能力の改善等を図る研修や職業訓練の実施、社会保険の加入促進等を通じて安定した雇用を確保し、意欲と能力に応じた働き方を実現する。

外国人労働者の受入れ範囲については、出入国管理及び難民認定法上、「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を総合的に勘案して決定されているところであり、範囲の拡大については、労働市場や医療・社会保障、教育、地域社会への影響や治安等国民生活への影響も踏まえ、国民的議論が必要である。

具体的対応

〔専門的・技術的分野の外国人に対する支援〕

- ・ 外国人雇用サービスセンター(東京、愛知、大阪)を中心とした全国ネットワークを活用し、専門的・技術的分野の外国人の就職を促進。
- ・ 外国人雇用サービスセンター及び留学生が多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーが、大学等の各部門と連携し、留学生の国内就職を促進。

〔外国人の適正就労・安定雇用に向けた取組〕

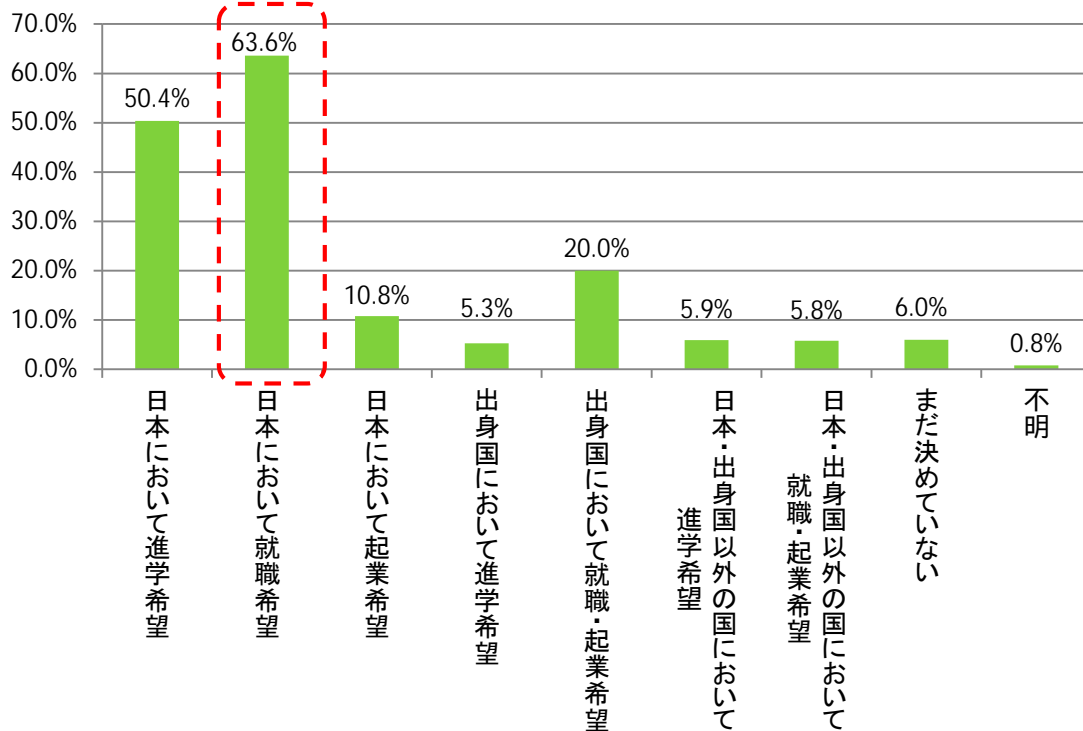
- ・ 事業主に対する外国人指針の周知・啓発や、外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。
- ・ 日系人等外国人求職者に対するきめ細やかな支援を実施。
 - 1) ハローワークに通訳・相談員を配置して職業紹介・職業相談を実施。
 - 2) 全国すべてのハローワーク(出張所等含む)において、多言語対応力の強化を図るため、10ヶ国語の電話通訳が可能なコールセンターによる支援を実施
 - 3) 日本語コミュニケーション能力の向上等を図る「外国人就労・定着支援研修」を実施。

外国人雇用状況の届出制度の周知徹底(事業主のコンプライアンスの一環)

留学生の卒業後の進路希望と就職状況

留学生全体の卒業後の進路の希望の調査(複数回答)では、「日本で就職を希望」(63.6%)
する者が最も多く、次いで「日本で進学希望」(50.4%)する者が多い。
一方実際に日本で就職している者は卒業留学生のうち3割程度となっている。

留学生卒業後の進路希望 (複数回答あり)



卒業(修了)
留学生
40,879人

日本で就職: 12,325人 (30.1%)

平成27年度中に卒業(修了)した外国人留学生
資料出所: (独)日本学生支援機構
「平成27年度外国人留学生進路状況調査結果」

留学生の就業促進に向けた施策の実施状況

「外国人雇用サービスセンター」(外国人版ハローワーク:東京・愛知・大阪)を、高度外国人材の就職支援の拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットを活用し、意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供するとともに、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナー()を設置するなど、留学生への就職支援を強化。

留学生コーナー設置箇所(平成29年4月1日現在)

北海道、宮城、埼玉、千葉(千葉、松戸)、東京、神奈川、石川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎(17箇所)

全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、**全国的かつきめ細かな就職支援**を実施

外セン等の求職、相談の状況

	(H26)	(H27)	(H28)
・ 新規求職者数	8,741件	9,371件	11,349件
・ 相談件数	23,927件	26,220件	30,373件
・ 就職件数	692件	1,656件	1,563件

意識啓発・カウンセリング等

大学の就職担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行うほか、**国内就職希望の留学生**に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、**留学生の意識・動機付けに向けて連携**

外セン等におけるガイダンス等の実施状況

- ・ ガイダンス参加学生数
(H26) 4,070名 (H27) 5,683名 (H28) 5,886名
- ・ 面接会参加学生数
(H26) 4,747名 (H27) 4,819名 (H28) 6,736名

留学生インターンシップ・大学との連携

企業と留学生の相互理解の促進を通じ、**国内就職市場の拡大**を図るため、**留学生向けインターンシップ**を実施。また、大学の就職支援担当者との情報交換を実施(インターンシップは夏季と春季に実施)

- ・ インターンシップ受入実施企業数
(H23) 88社 (H24) 86社 (H25) 86社 (H26) 86社 (H27) 69社 (H28) 72社
- ・ インターンシップ参加学生数
(H23) 159名 (H24) 152名 (H25) 155名 (H26) 146名 (H27) 120名 (H28) 140名

外国人留学生を採用する企業等に対する支援

留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時や人事労務管理上の留意点に関する相談など、外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施

雇用管理アドバイザーによる相談実績

- ・ 事業所訪問による相談
(H26) 53事業所 (H27) 51事業所 (H28) 52事業所
- ・ 外国人雇用サービスセンターでの相談
(H26) 563事業所 (H27) 450事業所 (H28) 473事業所

外国人就労・定着支援研修事業の概要

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

研修対象者

定住外国人(離職者に限らず在職者も対象として実施)

研修内容

受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- ・ 専門分野(介護現場)において使用する日本語の習得 等

研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成29年度における受講者数及び実施地域数(計画数)は以下のとおり。

実施コース 252 コース(平成28年度実績:260コース)

受講者数 4,250名(平成28年度実績:4,450名)

実施地域数 18都府県91都市(平成28年度実績:16都府県94都市)

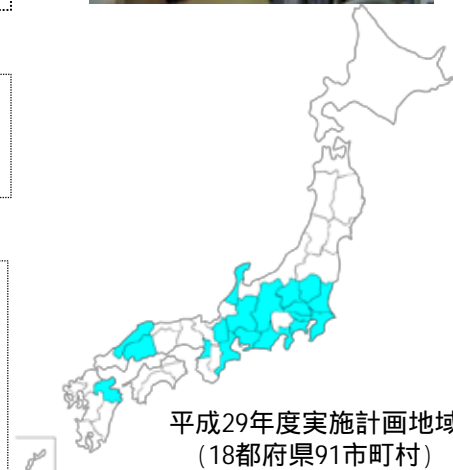
日本語講義



就労講義



職場見学



平成29年度実施計画地域
(18都府県91市町村)